

論文の内容の要旨

論文題目： フランスのヨーロッパ統合政策と経済近代化
－1950年代における国内農工関係と仏独経済関係－

氏名：廣田愛理

今日のフランスが世界有数の農業大国となった基礎は、工業近代化と農業近代化の並行的実現を目指した第二次大戦後の経済近代化政策にある。戦後の食糧不足の解消という重要な政策課題に着手する中で、フランスは、国内需要を充足させることから農業輸出国になることへと農業政策の目標を転換した。これにより、経済の復興・拡大のために必要な工業部門における輸入を農産物輸出でカバーすることが試みられた。他方で、農業人口が多いフランスにおいて、農業は工業製品の販路としても期待されていたが、輸出のための農産物増産計画は、農業の機械化・近代化の必要を高め、農業は工業への依存を強めることになる。かくして、戦後の近代化プランに組み込まれる形で、農業と工業の相互依存関係が生じた。

1950年代前半のヨーロッパ農業共同体構想は、農業輸出国化を目指すフランスにとって安定した輸出市場獲得の必要に合致していた。それはとりわけドイツへの輸出利害に基づいていた。しかし同構想は、「小ヨーロッパ」と超国家機関に対する反対に加え、本国と海外領土の経済関係を考慮した結果、断念された。それゆえ、農産物の輸出市場拡大の努力は、政府間の通商協定という手段を通じて追求されることになる。

この間、国内においては、農業従事者所得の相対的な低下が深刻な社会問題へと発展し、

農業従事者は、近代化に必要な工業製品の価格高に対して不満を募らせていた。ゆえに計画庁は、農民の生活水準の向上を考慮した近代化プランを作成せねばならなかったが、離農者の受け皿となる工業部門の発展が不十分な状況において、離農促進による生産性の拡大という解決策は選択不可能であった。したがって、農業の発展による増産とそれを支える輸出市場の拡大が一層重要となった。

しかし、重要な輸出先のドイツは、農産物輸入の見返りとして工業製品輸出の要求を強めていたため、2国間協定の枠内で、自国の工業をドイツとの競争に晒さずに農産物の市場拡大を図ることは限界にきていた。すなわち、この時期、フランス工業がドイツとの競争に対する不安を払拭できていなかったことは、仏独経済関係の発展と農業政策遂行の障害となっており、その不安に対処し、工業競争力不足の問題を解決することが不可欠であった。他方で、OEECにおける貿易自由化の進展の結果、2国間協定による取引の余地も次第に狭まっていた。しかるに、農業は、価格高ゆえに自力で販路を拡大するだけの競争力を持っておらず、工業界も、農産物の価格を下支えする財政負担が工業の原価を圧迫し、工業製品の価格競争力不足の遠因となっていることを訴えていた。つまり、1950年代半ばにフランス経済が直面していた問題は、農業と工業双方の価格競争力不足であり、互いに他方の競争力不足が自らの発展を妨げる要因だと認識していた。それゆえ政府にとっては、農業と工業双方の発展の追求を可能にするような枠組が必要であった。

1955年にヨーロッパ統合の「再活性化」が提案された際、フランスが共同市場構想に消極的であったのは、産業保護の可能性を排除するような自由競争導入に対する不安が生じたからである。この不安は、OEECにおける自由化進展に対する不安と同質のものであった。自由化が工業の発展にとって有用であるという認識は広まりつつあったが、競争に参入するには、まず近代化が必要であり、近代化は保護無しには達成できないとの考えは依然として根強かった。ゆえに、国際収支の安定を最重要課題と見なす政府にとっては、このような不安を払拭し、工業の発展・輸出拡大を刺激するような心理的環境を整えることが不可欠であった。したがってフランスは、ローマ条約交渉の過程で、各国の産業の競争条件を調和するために、社会的負担の調和の必要を主張した。交渉の過程で、社会的負担の調和要求そのものは譲歩を余儀なくされたが、輸出奨励金・輸入特別税の維持やセーフガード条項という実質的「保証」を獲得したことで、共同市場はドイツとの競争に対する不安に対応した産業保護をある程度保証するものとなった。

ローマ条約交渉期と重なる第三次近代化プランの策定期には、所得上昇を求める農業従事者の声は一層強まっており、輸出市場の拡大は相変わらず農業政策の緊急課題であり続けた。しかし、第二次プランの策定期とは異なり、この時期には、工業発展の結果生じた労働力不足の問題が、農業の生産性上昇に突破口を開いた。すなわち、農業従事者一人当たりの所得上昇という目的実現のために、農業人口の削減による生産の合理化を視野に入れることが可能となったのである。

ここにおいて、通商協定による市場拡大に終始していた従来の方針に代わって、共同市場への農業の包摂が農業と工業双方の発展にとっての問題を解決する手段として現れることになる。農業にとって、共同市場は、農産物の市場と保護を提供する枠組みであると同時に、工業への競争の導入を通じて、農業が消費する工業製品の価格の低下をもたらす可能性を提供するものであった。さらに、競争の導入による工業近代化の進展は、離農者に対する受け皿の拡大をもたらすものであり、これは農業の生産性向上にとって不可欠であった。他方で、工業にとっては、フランスの価格高の原因の一つに挙げられていた農業保護の費用、すなわち国内農業の組織化のための財政負担を共同市場に転嫁することで、フランス経済の負担が軽減されるという利点があった。加えて、共同市場加盟国の農産物価格の調和によって、工業の競争条件が調和されることや、将来的には、農産物価格の低下を通じた工業製品価格の低下が生じることも期待された。このように、農業と工業は一方の発展が他方の近代化の成功を左右する関係にあり、共同市場は、農工の相互関係を包み込む形で、フランス経済全体の近代化を推進する枠組みを提供したのである。

ローマ条約交渉期に生じた FTA 構想に対するフランスの最初の反応、すなわち統合へのイギリスの参加の期待は、対独競争の不安に対する防波堤の確保にあり、それはドイツとの競争の不安が依然として存在していたことを示している。だが、同時に、フランスのもう一つの関心は、共同市場交渉において獲得した「保証」が FTA において守られるか否かにあった。こうした利害を守るために生じたのが「共同市場を延長した FTA」というフランス流の FTA 観である。このようなフランス流の FTA 構想の存在は、OEEC が 1940 年代末に統合の舞台としての役割を終えたわけではなく、最終的に FTA 交渉が挫折する 1950 年代の終わりまで、統合路線の選択肢の一つであったことを示している。部門統合路線を引き継いだ農業共同体構想が、農業問題の解決を一旦 OEEC に委ねた後、共同市場構想に引き継がれたことを考慮しても、自由貿易推進母体としての OEEC の存在は、1950 年代を通じて常に「大ヨーロッパ」実現の可能性を孕んでいた。すなわち、ECSC が「小ヨーロッパ」による統合であったからといって、その後もこの路線が継続されることが定まっていたわけではない。こうした意味において、6 カ国による共同市場の選択は、あくまでヨーロッパ域内の貿易自由化という OEEC の目標実現の一つ方法であり、フランスは、自国の農業と工業の双方に対して、より広い販路の可能性を否定してはいなかった。

しかし、FTA の検討が進むにつれ、共同市場の単なる延長は、必ずしもフランスの利益にならないと判断された。工業界が「保証」の不在を FTA 反対の理由に掲げていたとはいえ、政府の検討によれば、工業界の主張する社会的負担の調和、農産物の包含、海外領土の参加のいずれの要求点も、共同市場という限定された枠組みの中でこそ有益であり、FTA においては有効に機能しないことが明らかであった。つまり、FTA の問題点は、EEC 同様の「保証」を伴わないことではなく、EEC 同様の「保証」がそこで保護の機能を果たさないことにあった。このことは、FTA が保護なき自由競争の枠組みになることを意味して

いた。これに加え、イギリスによる「ヨーロッパ特惠システム」の拒否は、FTA が地域統合の枠組みを超え、グローバルな自由貿易体制に帰結することを予感させた。ここに、FTA は近代化推進の枠組みとならないばかりか、この枠組みを提供するローマ条約を崩壊させるものと判断され、その結果、拒否された。このことは同時に、イギリスとの協力の政治的意義を主張し続ける外務省の路線に対し、近代化のために経済と財政の安定に基づく貿易自由化を追求してきた大蔵省の路線が採られたことを意味する。

さらに、フランスにとって、FTA への農産物の包含が利益とならないと判断されたことは、農業を除外した FTA が農業にとって不利益とならないことを意味していた。しかるに、農業と工業の発展の要素が密接に結びついたフランスにおいて、農業を除外した FTA は工業の発展にとっては望ましくなかった。すなわち、農業国かつ工業国であるという特殊性を持つフランスにとって、EEC と FTA の決定的な違いは、それらが農業と工業双方の近代化と、その並行的発展を可能にする枠組となるか否かにあったのである。